

公的関与の在り方に係る全庁的な判断基準

1 公的関与の範囲

本市が実施する事務事業については、本来行政として関与すべき妥当性、あるいは必要性に関し、常にその適否を判別し、整理・対応することが求められています。

このため、次の表に掲げる性質的区分による事務事業のいずれにも該当しない事務事業については、公的関与の妥当性、あるいは必要性は認められないものとして判別し、事務事業の廃止又は民間活用等による整理により対応することとします。

性質的区分	事務事業の内容
1 法定義務性	法令により実施が義務付けられている事務事業
2 行政責務性	市民等の生命、財産及び権利の擁護を目的とした事務事業
	健康で文化的な最低限度の生活水準の確保等、健康及び福祉の保持・増進を目的とした事務事業
	社会生活を営むために必要な生活環境の水準の確保を目的とした事務事業
	市民等の安全・安心の確保や公共の福祉の維持・向上を図るために、必要な規制、監視、指導、相談、情報提供等を目的とした事務事業
3 適時性	緊急の対応や課題等の迅速な解決を図るために、行政として現時点において取組を推進することが適当である事務事業
4 非市場性	市民ニーズや公共性が高く、不特定多数の者を対象としているため、サービスの対価の徴収ができず、民間事業者による実施が困難な事務事業

5 施策適合性	<p>本市の種々の計画等に位置付けられているなど、本市の施策の方針等の下に、適切かつ円滑に推進すべき事務事業</p>
	<p>本市の特性、魅力等を継承し、発展させ、及び創造し、並びに国内外へ情報発信することを目的とした事務事業</p>
6 公益補完性	<p>市民ニーズや公益性が高く、民間によるサービスだけでは、基本的には望ましい質・量のサービスの確保が図れないため、これを補完・先導することを目的とした事務事業</p>
	<p>特定の団体等を対象とし、当該団体等の活動を通じて不特定多数の者にも受益が及ぶなど、市民等の福祉の増進につながる事務事業</p>
7 団体存立維持性	<p>本市の組織及び運営など、地方公共団体としての存立のための事務事業</p>

2 公的関与の妥当性・必要性による再確認

上記1の「公的関与の範囲」による公的関与に係る事務事業に該当する場合であっても、次の表に掲げる視点に該当する事務事業については、公的関与の妥当性が薄れ、あるいは公的関与の必要性も低下していると判別し、廃止、民間活用、助成又は縮小等による整理により対応することとします。

視 点	事 務 事 業 の 内 容
1 実施意義の低下等	社会経済情勢の変化等により、実施の意義が低下し、あるいは実施の目的が既に達成されている事務事業
2 市民ニーズの低下等	利用者数が減少するなど、市民のニーズが低下し、又は民間等において実施する取組を始めサービスの供給が過多になっている事務事業
3 サービス水準の見直し等	他市と比較した場合に、サービスの対象範囲その他水準の見直し等を図る必要がある事務事業
4 役割調整等	本来、国又は県において実施すべき事務事業
	国又は県において、既に同種のサービスとして実施されている事務事業
	本来、民間による団体等の活動として実施すべき事務事業
	民間の活動を阻害し、あるいは民間との競合に係る状況になっている事務事業